

杉並区立学校情報セキュリティ基本方針

平成 20 年 5 月 21 日
20 杉教第 1888 号

1. 策定の目的

杉並区教育委員会は、平成 16 年度策定された「杉並区教育ビジョン」に基づき、さまざまな教育改革を実践し、杉並らしい特色ある教育を推進してきた。

区立幼稚園・小学校・中学校及び特別支援学校（以下「学校」という）は、その拠点であり、児童・生徒に関わる個人情報をはじめ、教師が独自に作り上げた教材や副読本など、多くの情報（資料）が活用されている。

また、各学校には、教職員一人一台パソコンの普及とネットワークが敷設された。これらにより教育情報のさらなる高度利用や事務処理の効率化を行い、教育改革をさらに推進していく必要がある。

ネットワークによる高度な情報化は、学校運営に大きな変革をもたらす可能性がある反面、システムに対する不正アクセスや攻撃、情報の漏洩や改ざんといった脅威が増大する。

原因を問わず、個人情報漏洩や情報システムの障害が発生した場合の影響は甚大であり、このようなことが起きれば、「地域ぐるみで教育立区」を押し進める教育委員会及び学校に対する区民の信頼は失墜する。

そこで、教育委員会は、杉並区学校情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という）を定め、個人情報はもとより、学校が管理するすべての情報を教育委員会の情報資産（以下「教育情報資産」という）にとらえ、さらなる高度利用の実現をめざすとともに、さまざまな脅威から守る効果的で実効性のある情報セキュリティ対策を構築する。

2 定義

基本方針における用語の意義は、次に定めるところとする。

- (1) 機密性 教育情報資産の利用を許可された者だけが当該教育情報資産を利用できるようにすること
- (2) 完全性 情報及び処理方法が正確・完全であることを保障すること
- (3) 可用性 教育情報資産の利用を許可された者に対し、必要なときに当該情報資産への検索、利用を確実にすること
- (4) 情報システム 中央電子計算組織（電子計算組織の運営に関する規則第 2 条）及び小型電子計算組織（同第 2 条）におけるネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア及び記録媒体で構成され、事務処理を行う仕組み
- (5) 教育情報資産 学校が利用する情報システムで取り扱うすべての情報及び学校が利用する紙等の有体物としての情報
- (6) 情報セキュリティ 教育情報資産の機密性、完全性、可用性を維持すること

3 適用範囲

物理的適用範囲としては学校を適用範囲とする。

人的適用範囲としては、学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）及び学校にて事務従事する外部委託業者及び学校支援者等（以下「外部委託業者等」という）とする。

4 情報セキュリティ管理体制

基本方針の実効性を高め、情報セキュリティを適正に管理するとともに、計画立案・運用・見直し及び改善のマネジメントサイクルに対する経営層の役割と責任を明確にした管理体制を整備するため、教育委員会に学校情報セキュリティ ICT 推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

5 教職員の遵守義務及び違反への対応

教育情報資産について、教職員等は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、法令等を遵守する。また、基本方針の実効性を確保するために、違反者には厳正な処置を行う。

6 外部委託業者及び学校支援者等への対応

脅威から教育情報資産を保護するため、教育委員会は、外部委託事業者等との間で適正な契約・協定を締結し、その完全な履行を求めていく。

7 情報資産の評価等

教育委員会は、教育情報資産を機密性、完全性、可用性のそれぞれの視点から評価し、教育情報資産への脅威の発生度合いや発生した場合の影響を考慮するとともに、教育情報資産の高度利用を踏まえ、許容するリスクを推進会議で確認した上で、適切な情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

8 情報資産に対する脅威

特に考慮すべき脅威を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 部外者の侵入による教育情報資産の破壊、盗難、故意の不正アクセス又は不正操作による教育情報資産の破壊、盗聴、改ざん、消去等の脅威
- (2) 職員又は外部委託業者等による教育情報資産の無許可持出、誤操作、パスワード等の不適切管理、故意の不正アクセス又は不正行為による破壊、盗聴、改ざん、消去、遺失等、規定外の端末接続による漏洩等の脅威
- (3) コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等の災害ならびに事故、故障等による業務停止の脅威

9 情報セキュリティ対策

脅威から教育情報資産を保護するために、人的、物理的、技術的及び運用の面から情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 人的セキュリティ

教職員等の故意又は過失による不正行為から教育情報資産を適切に保護するため、情報セキュリティに関する権限や責任を定め、基本方針の内容を周知徹底するなど、十分な教育及び啓発が実施できるよう、必要な管理策を講じる。また、外部委託事業者等に対しては秘密保持の徹底を契約書や協定書に記載するなどの必要な対策を講じる。

(2) 物理的セキュリティ

学校施設への不正な立入り、教育情報資産の破壊、盗難等を防止するため、入退出管理等、適切な管理策を講じる。

(3) 情報システムセキュリティ

教育情報資産を不正アクセス等から適切に保護するため、教育情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等、適切な対策を講じる。また、ネットワークの監視、基本方針の遵守状況の確認等、運用面での対策を講じる。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

教育委員会は、教育情報資産に対するリスク分析の結果を踏まえるとともに、教育情報資産のさらなる高度利用を考慮した上で、学校の業務内容に応じた「杉並区立学校情報セキュリティ対策基準」(以下「対策基準」という)を策定する。

11. 情報セキュリティ監査の実施

基本方針及び対策基準が遵守されていることを検証するため、教育委員会は、定期的に監査を実施する。

12 評価及び見直し

教育委員会は、情報セキュリティ監査の結果等により、基本方針に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施し、基本方針の見直しを行う。

附則

この基本方針は、平成 20年 5月 22日から適用する。